

速報重要判例解説

【No.2005-006】

譲渡制限会社における帳簿閲覧権

【文献番号】	28091932
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第一小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成16年 7月 1日
【事件番号】	平成15年（受）第1104号
【事件名】	会計帳簿閲覧謄写、株主総会議事録等閲覧謄写、 社員総会議事録等閲覧謄写請求事件
【裁判結果】	破棄差戻
【裁判官】	泉徳治、横尾和子、甲斐中辰夫、島田仁郎、才口千春
【参照法令】	商法293条ノ6、同293条ノ7、 有限会社法44条ノ2、同46条、商法204条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

本件の被告はY1有限会社、およびY2ないしY6の各株式会社で、Y2ないしY6はいずれも定款で株式の譲渡制限を定めていた[1]。訴外AはY1ないしY6の各会社の持分・株式を保有していた。総出資口数・発行済株式総数に対する保有比率は、Y1の38.4%、Y2の4.6%、Y3の39.5%、Y4の22.5%、Y5の45%、Y6の21%である。Aの死亡により、原告Xを含む4名が法定相続人となった。Xの準共有持分は4分の3である。XはY1ないしY6に対し、Aの持分・株式について社員・株主の権利を行使すべき者にXを選任した旨を通知し[2]、Y1ないしY6に対して会計帳簿等の閲覧謄写を請求した。理由として以下の4点を主張する。

訴外C社に対しY1が99億5000万円、Y2が317億7200万円、Y4が7億円、Y6が71億2000万円をそれぞれ無担保で融資した。そして後にC社は、Y2の代表取締役である訴外Dに対し72億4775万円を無担保で融資したため、C社の財務状況悪化によりY1ら4社の貸付が回収不可能となるおそれが生じた。4社の貸付は違法・不当で、Xは適正な監視監督のために4社の会計帳簿等を閲覧謄写する必要がある。遺産分割協議および相続税支払のための売却に備えXは、相続により取得した持分・株式の時価を適正に算定するため、会計帳簿等を閲覧謄写する必要がある。平成12年度の決算期時点で、Y1は簿価154億9229万5942円相当の、Y2は簿価47億8117万7467円相当の美術品をそれぞれ所有し、訴外E財団法人に寄託した。Y1・Y2が多額的美術品を非営利目的で取得することは会社財産を著しく減少させ、会社ひいては社員・株主に回復できない損害を被らせるおそれがある。美術品の内容・数量、購入された時期・額、購入の相手方等を調査するため、Y1・Y2につき会計帳簿等を閲覧謄写する必要がある。Y1は訴外Dに対し、Y1の有するC社株式73万5000株を73万5000円で売却した。不当な安値の売却であり、株式譲渡に関する会計処理の内容およびC社株の取得価格等を調査するため、Y1の会計帳簿等を閲覧謄写する必要がある。

Xの請求に対し、原審は以下の3点を判示して請求を棄却した。(1)株式会社の株主または有限会社の社員（以下、株主等という）が会計帳簿等の閲覧謄写を請求する場合、株主等は会社に対し、閲覧謄写の対象となる会計帳簿等が特定できる程度に当該会計帳簿等の閲覧謄写を求める理由を具体的に示し、かつ、その理由を基礎付ける事実が客観的に存在していることが必要である。(2)Xは理由において、被上告人4社の本件貸付の不当をいうが、本件貸付に深く関与していたことがうかがわれるAの相続人であるXがその不当を主張することは信義則上許されない。理由においてY1・Y2による美術品の取得の違法を、理由において被上告人Y1の株式譲渡の違法を主張するが、本件美術品の取得および本件株式譲渡が違法であるとの事実を基礎付ける事実が客観的に存在しているものとは認められない。、を理由とする会計帳簿等の閲覧謄写請求は、293条ノ7第1号（有46条）所定の拒絶事由に該当する。(3)X主張の

時価算定目的は、結局、遺産分割協議の進展を図ることにあり、を理由とする閲覧謄写請求は株主等の地位を離れた純粋に個人的な目的であり、293条ノ7第1号所定の拒絶事由に該当する。

2. 判決の要旨

Xの上告に対し、最高裁は以下のように判示して原審判決を破棄し、原審へ差戻した。(1) 商法・有限会社法は、株主等が会社に対し会計帳簿等の閲覧謄写を請求するための要件として、株式会社では総株主の議決権の100分の3以上、有限会社では総社員の議決権の10分の1以上を有することのほか、理由を付した書面をもって請求することを要求している(293条ノ6第1項、第2項、有44条ノ2第1項、46条本文)。請求理由は具体的に記載されなければならないが、請求の要件として、請求理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない。

X主張の、の各理由は具体的な記載とみることができるか否か。の記載については、Y1・Y2・Y4・Y6の4社がC社に対する多額の無担保貸付をしたことが違法・不当であり、貸付の時期・内容(貸付条件、弁済期等)等を調査する必要があることをいうものと解される。4社の本件貸付に関する会計帳簿等の閲覧謄写を請求する理由の記載として、具体性に欠けるところはない。の記載については、Y1・Y2の2社が多額の本件美術品を購入したことが違法・不当であるとして、本件美術品の購入の時期、内容(代金、相手方等)等を調査する必要があることをいうものと解される。2社の本件美術品購入に関する会計帳簿等の閲覧謄写を請求する理由の記載として、具体性に欠けるところはない。の記載については、Y1がDに対して1株1円という安値で本件株式譲渡をしたことが違法・不当であるとして、Y1における本件株式譲渡に関する会計処理の内容および譲渡されたC社株の取得価格等を調査する必要があることをいうものと解される。会計処理およびC社株取得価格等に関する会計帳簿等の閲覧謄写を請求する理由の記載として、具体性に欠けるところはない。、の各請求につき、293条ノ7第1号所定の拒絶事由に該当すると認めるべき相当の理由があると解すべき事情は存しない。Aが本件貸付に深く関与していたとしても、そのことをもって直ちに理由による会計帳簿等の閲覧謄写請求が信義則に違反するものということとはできない。

(2) による本件会計帳簿等の閲覧謄写請求について、遺産分割協議のためという点はともかくとして、理由は、相続税支払のための売却に備え、Xが相続により取得した本件株式等の時価を適正に算定するため、本件会計帳簿等の閲覧謄写をする必要があるという理由も掲げており、その具体性に欠けるところはない。株式等の売却に備えてその時価を算定するための会計帳簿等の閲覧謄写請求が、第1号所定の拒絶事由に該当するか否かについては、株式の譲渡につき定款で取締役会の承認を要する旨を定めている株式会社の株主が株式を譲渡しようとするとき、当該株主は会社に対し、所定の事項を記載した書面をもって特定の相手方に対する譲渡を承認すべきこと、またはこれを承認しないときには他に譲渡の相手方を指定すべきことを請求するものとされ、指定請求がされた場合に取締役会は、譲渡を承認しないときは、他に譲渡の相手方を指定しなければならない、指定された者との間で売買価格についての協議が調わないときは、当事者は裁判所に対して、売買価格の決定を請求することができるなど、株式の譲渡制限に伴う一連の手続が定められている(有限会社でも同様)。当該株主または社員において一連の手続に適切に対処するためには、その有する株式または持分の適正な価格を算定するのに必要な当該会社の資産状態等を示す会計帳簿等の閲覧等を行うことが不可欠というべきである。

したがって定款で譲渡制限を定める株式会社または有限会社において、その有する株式・持分を他に譲渡しようとする株主・社員が一連の手続に適切に対処するため、上記株式等の適正な価格を算定する目的とした会計帳簿等の閲覧謄写請求は、特段の事情が存しない限り、株主等の権利の確保・行使に関して調査をするために行われたものであって、第1号所定の拒絶事由に該当しないものと解するのが相当である。特段の事情の存することがうかがえない本件では、上告人が理由において、相続により取得した本件株式等の売却に備え、適正な価格算定のために必要であるとして行った本件会計帳簿等の閲覧謄写請求は、第1号所定の拒絶事由に該当しないものというべきである。

3. 本件判決についてのコメント

(1) はじめに原審判決との比較から本件の争点を2つ抽出しておこう。第1は帳簿閲覧の請求に際して、請求を理由付ける事実の立証を要するか否かである。請求理由、に關連するこの争点について、原審が必要と判断したのに対し、本判決は不要と判断した。要件事実の観点からすると、293条ノ6の適用要件は、総株主の議決権の100分の3以上を有すること(有44条ノ2なら総社員の議決権の10分の1以上)と、理由を付した書面で請求することである。換言すれば、請求を理由付ける事実の立証の要否は293条ノ7第1号の拒絶事由の問題であり、請求を理由付ける事実の不存在を会社が主張・立証すべきこととなる[3]

ただし判例・多数説によれば、書面への請求理由の記載は具体的でなければならない[4]。その理由として、会社が閲覧に応ずる義務の存否や閲覧させるべき帳簿等の範囲を判断できるようにする点が指摘される。さらには株主等による探索的・証拠漁り的な閲覧等の防止も指摘される[5]。請求理由記載の具体性をめぐるこうした指摘からは、帳簿閲覧権をめぐる議論の錯綜が窺われよう。会社が閲覧に応ずべきか否かの問題には、会社側から見れば293条ノ7所定の閲覧拒絶事由に該当するか否かの問題に關連する。また帳簿の範囲については、帳簿閲覧権を監督是正権と捉えることの適否や、株主権としてどのように位置づけるかの問題にかかわり、見解が広狭に分かれる。さらに監督是正権として捉えた場合に、株主が帳簿閲覧権に基づいて証拠を収集することの適否、282条をはじめとする他の開示制度との整合性、294条の定める検査役選任請求権との整合性等も問われる。これらを一般化するならば、具体性の程度は株主の知る権利と会社経営の保護のバランス[6]で決せられ、それゆえバランスの良し悪しが問題となろう。要件事実の観点からは本判決の判示が当然と思われるにもかかわらず、原審判決が請求を理由付ける事実の立証が必要と判断した背景には、議論のこうした錯綜が影響を及ぼしていたとも考えられよう。

第2の争点は、定款で譲渡制限を定める株式会社で株式を譲渡しようとする株主が、株式の適正な価格を算定する目的で、帳簿閲覧権を行使できるか否かである。本件のY1ないしY6の各会社に対する帳簿閲覧請求のうち、Y3およびY5の両会社に対する請求の可否は、請求理由に關連するこの争点の判断で左右される。原審が否定したのに対し、本判決は肯定した。ただし特段の事情の留保が付された判示である。

前記によれば、遺産分割協議および相続税支払のための売却に備えた適正な時価算定が請求理由とされている。こうした理由に対する本件の判断を、株主等の地位を離れた純粹に個人的な目的で帳簿閲覧権の行使を認めたと捉えるならば、帳簿閲覧権の法的性格について最高裁は新たな判断を示したとの認識があり得るのかも知れない。しかしながら本判決は、譲渡制限株式の売却に伴う一連の手続を説示し、それに適切に対処するための株主権の確保・行使との判断も示している。そうだとすれば本件では、Yら各社の譲渡制限とXの譲渡の意図が、判決に影響を及ぼす重要事実と認識されていたようにも見受けられる。このように捉えた場合、譲渡制限を定めていない非公開株式会社について、本判決のルールを適用し得るか否かが問われよう。

のみならず本判決では、特段の事情の留保が付されている。譲渡制限会社の株主が株式の売却を意図し、適正な時価算定を目的とするときでも、帳簿閲覧請求が常に認められる訳ではない旨を示したこととなろう。本件と類似の事案でも、例えば遺産分割協議が円満に整った場合や相続した株式を売却せずとも相続税を支払えるような場合、帳簿閲覧請求は必ずしも認められないこととなろうか。もとより特段の事情の内容を必要十分に推論するのは不可能だが、ここで問われるべきは、特段の事情の内容よりもむしろ法的枠組の問題であろう。株主が自己の権利として帳簿の閲覧を請求し会社が拒絶事由を理由に請求を拒むという基本的な構造からすれば、問われるべきは293条ノ6および293条ノ7の解釈論に過ぎない。2つの条文の要件論に議論は包摂され、特段の事情の詮索は不要なはずである[7]。それにもかかわらず特段の事情を判示したのであれば、常套句との見方もあるが、最高裁は帳簿閲覧権の解釈に関する何らかの意図を持って判示したとも考えられよう。

(2) 以上で概観した本件の論点について、従来どのような議論が展開されてきたか。以下では多岐にわたる論点の中から帳簿閲覧権の法的性質を軸として、先例・学説の分析を試みることとしよう。帳簿閲覧権の法的性質が問われるべき理由の1つは、株主権を構成する具体的権利と

しての位置づけが問題となるためである。先に述べたように帳簿閲覧権については、他の開示制度や検査役選任請求制度との関連でも位置づけが問われる。仮にこの点のみを考慮して足りるのであれば、他の開示制度と検査役選任請求制度との合理的・効率的な機能分担を想定し、帳簿閲覧請求制度が担うべき機能について合目的解釈を展開するとともに法的性質を推論すればよい[8] けれども293条ノ7は、株主の権利の確保・行使のために帳簿閲覧権が行使されるべき旨を定める。それゆえ帳簿閲覧権と株主権との関係が不可避の問題となる。

この点に関する近時の先例としては2件の下級審決定が見受けられる。東京地決平成13年3月8日[9](以下、3月決定と記す)および東京高決平成13年9月3日[10](以下、9月決定と記す)の2件である[11] いずれも結論は異ならないが、立論構成には違いが認められる。まず3月決定はおおよそ以下のように判示する。「閲覧請求権は共益権に基づくものであり、この権利を会社ないし株主全体の利益のためではなく、株主個人のためだけに行使することはできない。調査目的がもっぱら株式の時価評価をするための資料収集にあるとすれば、個人的な利益のためだけの閲覧謄写請求であるから、許されない。・・・しかし、債権者は、閲覧謄写の目的は、株式の評価を適正に行うということのほか、相続人らによる不正行為が行われていないかを確認し、今後行われないようにするための資料を収集し保全することも目的としていることを主張している。相続人らによる不正行為がなされ、今後なされるおそれがあり、それを調査する目的があるのであれば、かかる目的は、まさに経営監督のためのものであり、共益権に基づくものであるから、閲覧謄写請求は正当なものである。」この判断は、帳簿閲覧権の共益権たることを前提に、個人的利益の他に経営監督の目的があれば、共益権に基づく帳簿閲覧権を行使し得る旨を示している[12]

これに対し9月決定は以下のように判示する。「株主がその株主としての経済的利益を図ることは当然であって、その株主と株式会社との関係が、その経営支配や経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があるなど特別の利害事情があるときは、保有株式の評価とその帰属等が会社の利益と密接に関わる場合もあるので、そのために株主が会計帳簿等の閲覧謄写請求をすることも許される」との判示である。注目すべきは、一方で経営支配や経営に対する影響を及ぼす可能性に言及しつつも、それらを特別の事情として捉え、他方で共益権という言葉を使っていない点である。株主権を自益権と共益権に大別する社員権説を所与とするなら、特別の事情という言葉の中身は、共益権として言い表されるべきものであろう。けれども9月決定は共益権という言葉を使わない。さらには自益権という言葉も使っていない。3月決定の抗告審として9月決定が示された経緯にも照らすならば、9月決定で東京高裁は、自益権か共益権かの区別を意図的に避けたとも認識されよう。社員権説自体を否定しているかどうかは定かでないが、少なくとも帳簿閲覧権の位置づけについて、9月決定が自益権か共益権かの二者択一的な態度を示していないことは窺われよう。

次に学説を概観しよう。およそ3説が見受けられる。第1説は、帳簿閲覧権を共益権として捉える立場である。社員権説を所与とし、株主が会社から経済的利益を受ける権利を自益権と、会社の管理運営に参与することを目的とする権利を共益権と捉えて、閲覧請求権を共益権に位置づける[13] こうした理解を基礎に、営業譲渡や合併の決議につき議決権を行使するための閲覧請求は認められるが、買取請求権を行使するか否かを決定するための閲覧請求は認められないと説く[14] 第2説は、帳簿閲覧権を共益権と解する点で第1説と異なるものの、買取請求権に関連する帳簿閲覧請求を許容する立場である。許容されるべき理由については、買取請求権が議決権行使と密接な関連を持つことや、少数株主への圧迫を原因として行使される場合が多いこと[15] のほか、共益権概念の柔軟な理解[16] 等にも求められる。第3説は、株主としての地位において有するすべての権利が帳簿閲覧権の対象と説く。帳簿閲覧権を共益権的性質と同時に自益権的性質を有する中間的折衷的性質と捉える立場[17] や、自益権も共益権も所詮は株主の利益を守るために株主に認められる権利との理解を基礎とする立場[18] がある。母法のアメリカ法から示唆を得る立場[19] も見受けられる。これらの立場に共通するのは、自益権か共益権かに関係なく帳簿閲覧権は広く認められるべきとの認識であり、この認識を基礎に、株式売却のための株式評価目的の閲覧請求も可能と説かれる[20] もっとも第3説が必ずしも自益権と共益権の二分法の有意性まで否定する訳ではないとすれば、帳簿閲覧権は例外的権利としての位置づけとなろうか[21]

(3) 本判決では、相続税支払のための売却に備えて、譲渡制限会社の株式の時価を適正に算

定するための帳簿閲覧請求が認められた。当該部分の判示では共益権との言葉は使われておらず、会社の管理運営に関する言及も見当たらない。こうした判示に最も整合するのは前記学説の第3説であろう〔22〕。ただし判示は、帳簿閲覧請求を認める際に、譲渡制限株式の譲渡手続について詳しく言及する。この点に着目し、共益権との位置づけを所与とするならば、買取請求に備えて時価を適正に算定するための帳簿閲覧を例外的に認める学説の第2説に位置づけ、例外を追加した判決として認識することも可能であろう。いずれにせよ学説の第1説には該当せず、したがって先例の3月決定とも異なると認識されよう。同時に、本判決の立場が第2説か第3説のいずれかについて判断を留保すべきであれば、本判決を契機に帳簿閲覧請求が広範囲に認められるようになると即断するのも困難であろう。その意味で、「権利行使の道を広げた形の今回の判決は、会社経営に透明性や公正さを求める近年の流れの中で、株主による経営監視をより重視したものといえる〔23〕」との評価は慎重でなければなるまい。もっとも9月決定との異同を考えると、自益権・共益権に言及しない点で類似するものの、経営支配や経営への影響に言及する9月決定に対し、本件ではそのような言及が見当たらない。この点では、判例法における本件の新たな位置づけが認められよう。

なお、第2説または第3説のいずれに位置づけるにせよ、本判決では譲渡制限株式の譲渡方法について詳述する。この点に注目するなら、帳簿閲覧請求権に関する先例としてのみならず、譲渡制限株式の譲渡方法に関連する先例としての意義も認められよう。本件判示に従って、譲渡承認請求・先買権者指定請求から始まる一連のプロセスの中に位置づけようとするなら、裁判所による価格決定までの時点で、時価算定のための帳簿閲覧請求が認められることとなるのか。もっとも本件では譲渡承認請求・先買権者指定請求を行っていない時点で帳簿閲覧請求がなされている。そうだとすれば譲渡制限株式の譲渡に伴う一連のプロセスとは無関係に、時価算定のための帳簿閲覧請求が認められると解する余地もあろう。

ただし一連のプロセスとは無関係と解するとしても、例えば「時価が高く算定されるようなら売ろう」との意向に過ぎないような場合はどうか。換言すれば売却の必要性に迫られていないような場合である。譲渡制限株式の譲渡は取締役会が承認しない場合でも当事者間では有効と解されている（いわゆる相対説）〔24〕。相対説によれば、取締役会による承認と譲渡当事者間による譲渡契約の成立は別個と捉えられよう。承認請求がないことのみならず、譲渡の意思表示もなく、また意思表示の要素たる譲渡の効果意思も不確かで、効果意思の確かさを裏付けるべき譲渡の必要性も乏しいような場合、時価の適正な算定目的の一事で帳簿閲覧請求が認められるだろうか。本判決は、一方で遺産分割協議のためというXの主張については「ともかくとして」の一語で片づけながら、他方で相続税支払のための売却に備えるためというXの主張については縷々判示した〔25〕。判示では譲渡制限株式の譲渡手続が詳述されており、譲渡制限会社か否かで帳簿閲覧請求の可否が左右されるように読める。仮にそうならば、遺産分割協議および相続税支払への準備という2つの目的は、本来、扱いを異にすべきではないはずであろう。しかしながら同じXの主張であるにもかかわらず、対処が著しく異なる。こうした相違の背景には、認定事実からは必ずしもわかれがわれないものの、Xによる譲渡の強い意向と必要性が斟酌されていたのではなかろうか〔26〕。仮にそうだとすれば、本判決の射程はかなり限定される。帳簿閲覧請求について示した本判決のルールは、株式会社一般に妥当するかについて疑わしいのみならず、譲渡制限会社一般に妥当するかについても疑問の余地があろう。

注

〔1〕 有限会社であるY1については有19条2項参照。

〔2〕 商法203条2項参照。

〔3〕 松並重雄「判批」ジュリ1282号184頁（平成17年）。

〔4〕 最判平成2年11月8日判時1372号131頁。江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第4版〕』569頁（平成17年、有斐閣） 神田秀樹『会社法 第五版』198頁（平成16年、弘文堂） 前田庸『会社法入門〔第10版〕』625頁（平成17年、有斐閣） 龍田節『会社法〔第10版〕』160頁（平成17年、有斐閣） 河本一郎『新訂第九版 現代会社法』670頁（平成16年、商事法務）等。

〔5〕 松並・前掲（注3）184頁。

〔6〕 岩原紳作「判批」ジュリ1056号157頁（平成6年）。

[7] 293条ノ6および293条ノ7の要件論への包摂を前提に、あえて特段の事情を問うとすれば、権利濫用に該当するような場合であろうか。もっともその場合には民法1条が適用されたと認識し得るので、293条ノ6および293条ノ7の解釈論として特段の事情が考慮されたことにはならない。

[8] この点は閲覧権の対象となる帳簿・資料の範囲をめぐる議論にも関連する。岩原・前掲(注6)157頁、西山芳喜「判批」鴻常夫ほか編『会社判例百選(第六版)』156頁(平成10年、有斐閣)等を参照。

[9] 金判1136号28頁。

[10] 金判1136号22頁。

[11] 両決定は同一の事案で、仮処分命令の申立を一部認めた3月8日の決定に対する抗告審が9月3日の決定である。ちなみにこの事案の債権者は本件のXで、債務者は本件のY3会社である。

[12] この事件では本文に記した判断に続けて、293条ノ7の拒絶事由に該当するか否かを判断した。不正行為およびそのおそれがないければ、経営監督のための共益権行使とは認められない旨の判断である。決定ではおそれがあるとは言いがたいと判断されたが、そうすると、どの程度の蓋然性で不正行為のおそれありと判断されるのかが問われよう。換言すれば、不正行為のおそれの有無に関する事実認定が個人的利益の目的を伴う帳簿閲覧権の行使の可否を左右することになるため、それだけ事実認定にかかるウエイトが大きくなる。

[13] 大隅健一郎・今井宏『会社法論 上巻[第三版]』342頁(平成3年、有斐閣) 松並・前掲(注3)185頁、山口和男・垣内正「帳簿閲覧請求権をめぐる諸問題」判例タイムズ745号5頁(平成3年)。

[14] 和座一清・新注会(9)293条ノ7注釈4(昭和63年、有斐閣) 閲覧請求権を手段的権利と捉えるが、閲覧請求権自体が共益権なので、共益権の手段的権利として理解されている。

[15] 江頭・前掲書(注4)570頁、119頁参照。菊地雄介「判批」金商1143号67頁(平成14年)。

[16] 小橋一郎「帳簿閲覧権」田中耕太郎編『株式会社法講座 第四巻』1468頁、1472頁(注八)(昭和32年、有斐閣)。

[17] 田中誠二『三全訂 会社法詳論 上巻』284頁(平成5年、勁草書房)。

[18] 平出慶道「判批」ジュリ992号140頁(平成3年)。

[19] 吉田直「判批」金商1204号62頁(平成16年) 黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商108号4=5号523頁(平成5年)。

[20] ただし自益権と共益権の二分法の有意性まで否定するか否かは別問題であろう。仮に自益権と共益権の二分法を維持しつつ、帳簿閲覧権を株主権として捉えるのであれば、例外的権利としての位置づけを与えることとなろうか。なお最判昭和45年7月15日民集24巻7号804頁参照。そこでは「共益権も帰するところ自益権の価値の実現を保障するために認められたもの」との判示がある。仮にこの判示を推し進めるなら自益権一元論に帰着し、帳簿閲覧権に手段的権利としての積極的意義を与えるべき理由も見失われようか。もっともこの事件は、会社解散請求および社員総会決議取消・無効請求の事案であり、帳簿閲覧権とは無関係の事案である。

[21] 帳簿閲覧権の位置づけに関連して、定款・株主名簿・株主総会議事録等の閲覧請求権(244条5項6項、263条)や取締役会議事録の閲覧請求権(260条ノ4第5項6項) また先に言及した計算書類閲覧請求権や検査役選任請求権の位置づけも問われよう。これらを情報収集権として捉える(龍田・前掲書(注4)158頁(平成17年、有斐閣)参照)ならば、単なる例外扱いで済ませられるか否かが問われるとともに、伝統的社員権説への再検討を迫る背景の1つともなるか。ちなみに同じく情報収集権の1つと考えられる親会社株主の帳簿閲覧権を定める293条ノ8は平成11年改正で設けられた条文であり、歴史的に眺めれば例外が拡大しつつあるとも認識されよう。

[22] 本件の帳簿閲覧請求理由は、譲渡制限株式の時価の適正な算定である。閲覧謄写請求されたのは、各社の仕訳帳、会計伝票、総勘定元帳、補助元帳、預金出納帳、現金出納帳、売掛金台帳、買掛金台帳、手形台帳、固定資産台帳、有価証券台帳、および絵画台帳である。ところでこれらの帳簿のうち、Y3およびY5の両会社については、株式の適正な時価算定のためのみが閲覧謄写請求の目的である。換言すれば両会社について、その管理運営の是非を問うことなく、閲覧謄写を請求し、それを裁判所が認めたことになる。このように捉えた場合、会社の管理運営とは関係なく株主個人の利益のために帳簿閲覧請求を認めたとの理解もあり得よう。もっとも計算書類の開示制度が別個に存在する点に鑑みると、本件では時価の算定が目的だったからであり、

単に株式の評価を理由としたに過ぎなかったのであれば本件の請求が認められなかったとも考えられようか。

[2 3] 平成 1 6 年 7 月 1 日日本経済新聞夕刊。

[2 4] 最判昭和 4 8 年 6 月 1 5 日民集 2 7 卷 6 号 7 0 0 頁。

[2 5] 本件の原審では「閲覧謄写の目的は、結局のところ遺産分割協議の進展を図ることにある」と判示しながら、相続税支払への準備については判断を示していない。適正な時価算定の必要性に関する 2 つの理由のいずれに重きを置いたかについて、本件の上告審と控訴審には差異が認められよう。

[2 6] 本件はその後、東京高裁に差し戻されたが、X の保有していた株式を会社側が買い取る手続が終了したため、差戻審で X が訴えを取り下げたと伝えられている。日本経済新聞平成 1 7 年 2 月 2 日夕刊参照。最高裁で審理されていた時点で譲渡の意向と必要性がどの程度だったかはもとより不明だが、譲渡の意向と必要性が帳簿閲覧請求の藉口に過ぎない訳ではなかったと推論されよう。

(平成 1 7 年 6 月 1 0 日)

著者：立命館大学大学院法務研究科教授 品谷篤哉